

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大阪府 熊取町

熊取町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 熊取町住民部産業振興課
所在地 泉南郡熊取町野田1丁目1番1号
電話番号 072-452-6050
FAX番号 072-452-7103
メールアドレス sangyou@town.kumatori.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、シカ、ヌートリア
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	熊取町全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、イモ類、筍等、 畔の破壊、踏み荒らし等	R1被害面積 1.2ha 被害金額 1,699千円
		R2被害面積 1.0ha 被害金額 1,730千円
		R3被害面積 0.9ha 被害金額 1,573千円
アライグマ	野菜類	R1被害面積 0.2ha 被害金額 1,062千円
		R2被害面積 0.2ha 被害金額 1,062千円
		R3被害面積 0.2ha 被害金額 1,062千円
シカ	なし	なし
ヌートリア	なし	なし

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>近年、熊取町の鳥獣被害は増加傾向で、イノシシにおいては、生息区域がここ数年で奥山から中山間部及び住宅地に近い里山まで拡大している。</p> <p>水稲、イモ類、筍等の農作物への被害に加えて、畔の破壊、踏み荒らし等の農地への被害もみられる。</p> <p>アライグマは町内全域に生息し、得に春から夏にかけて農地に出没し、野菜類の被害がみられる。</p> <p>また、民家では年間を通して出没するなど、被害地が拡大傾向にあり、早急な対策が望まれる。</p> <p>なお、シカ、ヌートリアについては、本町周辺市町において捕獲実績があり、今後町内での分布拡大による農作物への被害が予想される。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（直近3年平均）	目標値（令和6年度）
農作業被害額	2,729千円	2,456千円
被害面積	1.2ha	1.2ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(イノシシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し、熊取猟友会の協力により有害鳥獣の捕獲を実施。 <p>(アライグマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲檻の貸し出し。 	<p>(イノシシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 猟友会会員の高齢化により担い手が減少傾向にある。また、被害箇所の広域化により会員の負担が増加している。 <p>(アライグマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲数は減少しているが、被害は横ばいである。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に町単独事業として、熊取町農作物鳥獣被害防除事業を創設し、農業実行組合に対し、電気柵、アライグマ捕獲檻の補助を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別柵による対策だけでは被害を抑えることが難しい。地域全域での設置を併用した防除が望まれる。 放置森林や遊休農地の適正管理。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者の高齢化等により、遊休農地や放置された竹林が増えている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

熊取町における被害軽減のためには、効率的な捕獲対策の実施、防護柵の設置による農作物の保護、餌場や棲家となる環境を作らない地域全体としての取り組みを進める必要がある。このため、下記のとおり進める。

- ・平成24年度より実施している熊取町農作物鳥獣被害防除事業を継続するとともに、その他有効な被害対策を模索、検討する。
- ・平成29年度より新たに設立した熊取町鳥獣被害防止対策協議会にて、鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等の補助金を活用した事業及び町単独事業を継続し、効率的な被害防止への取り組みに努める。
- ・行政や農家、猟友会との連携を密にした有害鳥獣捕獲対策への取組を実施。
- ・農家等が地域住民一人一人の被害対策への意識を高め、餌場の除去ややむをえず遊休化している農地等の刈払いによる緩衝帯の設置等の取組の実施。
- ・シカ、ヌートリアについては、情報収集及び情報提供に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、熊取猟友会を中心に、わなによる捕獲を継続するとともに、猟友会と地元農業者が連携を取り合える体制を図っていく。
アライグマについては、捕獲檻を農業者に貸し出し捕獲を行っている。
シカ、ヌートリアについては、情報収集及び情報提供に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～ 6年度	イノシシ	・ 檻の適正な維持管理を行い、被害増大に伴い、増設を検討する。 ・ 捕獲従事者の増員、育成対策を講じる。
令和4～ 6年度	アライグマ	・ 捕獲檻の貸し出しを継続する。 ・ 檻の適正な維持管理を行い、被害増大に伴い、増設を検討する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>(イノシシ)</p> <p>大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）及び捕獲実績を踏まえ、適正な捕獲を実施する。</p> <p>捕獲実績： 元年度 105頭、2年度 161頭、3年度 32頭</p> <p>(アライグマ)</p> <p>第3期大阪府アライグマ防除実施計画及び捕獲実績を踏まえ、年間を通じて捕獲檻を貸出し、捕獲を実施する。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲の実施を検討する。</p> <p>捕獲実績： 元年度 36頭、2年度 69頭、3年度 38頭</p> <p>(シカ、ヌートリア)</p> <p>情報収集及び情報提供に努める。</p> <p>捕獲実績：なし</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	170頭	170頭	170頭
アライグマ	80頭	80頭	80頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、山林及び農地周辺に箱わな・くくりわなを設置し、通年で有害鳥獣の捕獲を実施。</p> <p>アライグマについては、農家等へ捕獲檻の貸出し及び捕獲指導を実施し、通年で有害鳥獣捕獲の実施を検討する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

- 記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
熊取町 (平成19年4月権限委譲済み)	対象狩猟鳥獣：ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ アライグマ	電気柵延長1,800m 受益面積 1.7ha	電気柵延長1,800m 受益面積 1.7ha	電気柵延長1,800m 受益面積 1.7ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ アライグマ	電気柵等の正確な設置及び適正な維持管理に努める。	電気柵等の正確な設置及び適正な維持管理に努める。	電気柵等の正確な設置及び適正な維持管理に努める。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	イノシシ アライグマ	・姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りなど。 ・電気柵の漏電を防ぐための定期的な草刈り。
5年度	イノシシ アライグマ	・姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りなど。 ・電気柵の漏電を防ぐための定期的な草刈り。
6年度	イノシシ アライグマ	・姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りなど。 ・電気柵の漏電を防ぐための定期的な草刈り。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

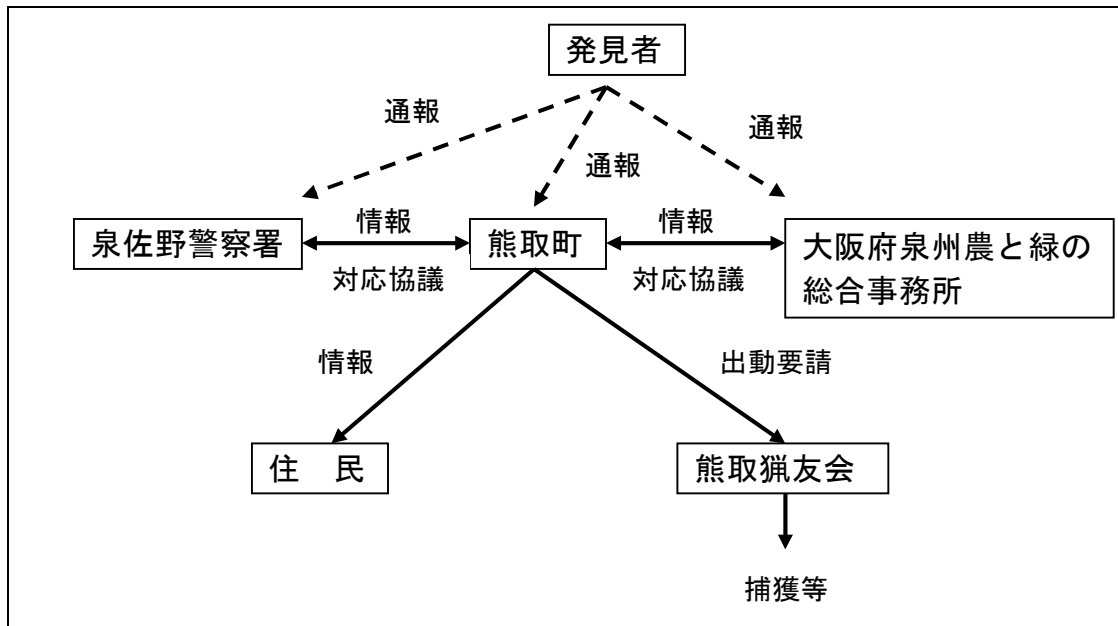
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊取猟友会	対象鳥獣の捕獲等に関する事
泉佐野警察署	安全確保に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	関係機関への情報提供及び対応の協議等に関する事
熊取町	対処全般に関する事

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、焼却処分及び熊取猟友会の協力のもと自家消費等による自己処分。 アライグマについては、安楽死措置後焼却処分。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
事業実施主体（高田実行組合長）	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策に関する事
大阪泉州農業協同組合熊取営農店舗	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策に関する事
大阪府農業共済組合南部支所	有害鳥獣による農地被害状況の確認・対策支援に関する事
熊取猟友会	有害鳥獣の農地被害状況の把握・捕獲に関する事
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
熊取町	有害鳥獣による農地被害状況の把握・被害対策・捕獲に関する事・協議会事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊取町農業委員会	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
熊取町土地改良区	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
熊取町大池土地改良区	有害鳥獣による農地被害状況に関する事
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導

熊取猟友会	有害鳥獣による農地被害状況及び被害防止施策に関する事
熊取町農業実行組合	有害鳥獣による農地被害状況及び被害防止施策に関する事

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、今後必要に応じて設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

熊取猟友会を中心に、関係機関と連携し、被害を防止する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害の軽減のためには、防護・捕獲・環境整備が重要である。
 防護及び捕獲については、熊取町農作物鳥獣被害防除事業による防護柵、捕獲檻の設置等を推進する。
 また、熊取猟友会協力のもと、鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等の補助金を活用し、適正な捕獲に努めるとともに、狩猟免許取得者の増加を目指す。
 農地・山林所有者に草刈等を推進し、獣害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。